

「美しい里山・海づくりに関する基本方針（仮称）」骨子案に対する  
個別意見の概要及び県の考え方

意見の内容	意見に対する県の考え方
基本方針の位置づけ	
環境保全活動（美化を含む）の主体者の位置づけを明確にすること。	御意見を踏まえ、第1章に「3 各主体の役割分担」を追加し、各主体の役割分担を記載しました。
廃棄物の不法投棄防止に関する取組を記載できないのか。	御意見を踏まえ、「3 各主体の役割分担」の中の県の役割や市町の役割として、不法投棄防止のための監視指導の強化や広報、啓発に取り組むことを記載しました。 また、第2章の「1 広報の充実強化」で、県民や事業者に対して、不法投棄防止に関する広報、啓発に取り組むことを記載しました。
基本方針の策定により、県民が環境に関心を持ち、身近な取組が進んでいくように願います。	御意見を踏まえ、「3 各主体の役割分担」の中の県民の役割として、日常生活環境において環境の美化及び保全に努めることを記載しました。 また、第2章の「1 広報の充実強化」で、県民の意識の醸成と環境美化が実践されるよう、広報、啓発に取り組むことを記載しました。
広報の充実強化	
県民に対して、廃棄物の排出抑制に関する啓発も必要ではないか。	御意見を踏まえ、啓発の内容として「3R（リデュース・リユース・リサイクル）や適正処理の推進」を追加記載しました。
情報発信は双方向で伝達できるようにして欲しい。	広報の方法として、Webを活用した環境美化活動の情報ネットワークを構築することとしています。
環境教育、環境学習の推進	
「環境教育」と「環境学習」を分ける必要があるのか。	それぞれ対象が異なることから、表題を「(1) 教育機関等と連携した環境教育の推進」と「(2) 幅広い県民を対象とした環境学習の推進」に修正し、わかりやすくしました。

<p>環境教育、環境の保全活動の啓蒙の指針と内容を明確すべきではないか。</p>	<p>環境教育、環境学習の推進に当たっては、それぞれ「環境教育推進計画」及び「山口県環境学習基本方針」で規定しています。</p> <p>この基本方針では、特に、環境美化施策の推進に関する内容を記載しました。</p>
<p>自然環境と人の生活のあり方について教育の内容を提示してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、里山、棚田、海岸等の地域資源の美化・保全の重要性や地域の人々の暮らしと環境の繋がりなど、伝統や文化に関する環境教育を実施することを追加記載しました。</p>
<p>衣食住と自然環境との関わりについての教育の推進。</p>	
<p>環境教育・環境学習の中に森林整備や森林学習を盛り込むよりも、ごみや漂着物による環境悪化に対象を絞った方が効果的ではないか。</p>	<p>森林整備は、水源の涵養に繋がることから、水源の保護を対象としている条例の趣旨に即したものであり、積極的に推進していく必要があると考えています。</p> <p>このため、森林体験学習の開催についても記載しています。</p>
<p>条例や基本方針の「環境美化」は、清掃や整備活動を示すものと認識している。</p> <p>環境学習の中に森林体験学習が含まれるが、森林や林業について学ぶことが、「美化」に繋がることの説明が必要。</p>	<p>条例は、清掃や整備活動だけでなく、水源の保護も環境美化の対象としていることから、基本方針においても、水源の涵養に繋がる森林体験学習の推進について記載しています。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、「水源の涵養や県土の保全など」という森林学習の目的を追加記載しました。</p>
<p>かけがえのない水の源は森林であるので、森林に関する学習会や里山あそび、ネイチャーゲーム等の他しみながら学べる体験学習の機会を増やして欲しい。</p>	<p>自然環境の保全に関する学習会や意見交換会、森林体験学習の開催のほか、体験学習会に必要な資機材の支援等について記載しています。</p>
<p>自然に関する学習の機会が限定されることなく、地域全体で参加できるような機会を提供して欲しい。</p>	
<p>最近の子どもは自然で遊ぶ機会が少ないので、ふれあう機会を増やしてやるのが大切と考えています。</p>	

<p>環境教育を効果的なものとするためには、実体験に基づいた体験学習が必要。</p>	<p>環境美化活動団体と連携するなど、効果的な体験学習の開催に取り組んでまいります。</p>
<p>子どもの教育も必要だが、私たち大人の日頃からの生活態度が重要である。</p>	<p>環境学習については、幅広い県民を対象としており、地域における取組を支援することとしています。</p>
<p>県民一斉環境美化活動促進期間の設定</p>	
<p>子どもから大人まで、だれでも環境美化活動に参加できることが大切である。</p>	<p>県民の皆様が幅広く参加できるよう、県下全域の活動促進期間と地域独自の活動促進期間を設定することとしています。 また、イベント形式による環境美化活動の実施等にも取り組んでまいります。</p>
<p>各市町が定期的に清掃活動を実施しているので、環境美化活動促進期間は、年1回～2回くらいが適当である。</p>	<p>県下全域については、大規模イベントの開催にあわせて設定することとしています。 また、地域の活動状況に応じた期間の設定についても、各市町が定期的に行っている清掃活動等の連携、拡大を図るものであるため、促進期間が多数になることはないと考えています。 御意見を踏まえ、効果的な活動促進期間の設定に努めてまいります。</p>
<p>6月（環境月間）のクリーン作戦は市民に浸透しているので、全県的にクリーン作戦を展開してはどうか。</p>	<p>御指摘のとおり、環境月間において、環境美化に関する取組を行う地域があり、こうした実践活動を一層活性化するため、地域独自の活動促進期間の設定に努めることとしています。 また、御意見を踏まえ、「(2) 県民一斉環境美化活動の展開」に環境月間に関する記述を追加記載しました。</p>
<p>その他</p>	
<p>資源について考える県民デーを制定してはどうか。</p>	<p>御指摘の点については、毎年10月の「循環型社会形成推進期間」において取り組んでいるところであり、資源循環等の意識の醸成に引き続き取り組んでまいります。</p>

<p>県民に必要なのは、「美しい」前に「豊かで美しい」である。</p> <p>河川や海がきれいであっても、豊かでなければ若者や人口定住も観光産業も成り立っていない。</p> <p>農業、林業、漁業そして観光業の成り立つ行政を総合的に進めてもらいたい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、今後、基本方針に基づき、様々な施策を推進していく上で、参考とさせていただきます。</p>
<p>山口県の里山文化構想を実践していくためには、林業だけでなく、環境、地球温暖化防止と連携して取り組む必要がある。</p>	
<p>とてもよくまとめられていると思う。</p>	